

# 三重県職員信用組合 住宅資金① ご案内

令和6年1月1日現在

商 品 名	住宅資金①
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ① 当組合の組合員である方（借入申込と同時に加入可） ② 常時勤務する職員で、給与引去りによる返済が可能な方 ③ 申込時満20歳以上の方
お 使 い み ち	以下のいずれかに合致するもの。 ● 分譲住宅の購入（新築・中古） ● 住宅の増改築工事 ● 本人、もしくは家族が所有する土地への新築住宅建設 ● 3年以内に居住用住宅を建設予定である住宅用地購入 ● 居住用マンション購入（新築・中古） ● 他金融機関等の住宅関係のローン借換え ● 引越し、家具購入、登記費用、その他住宅取得にかかる費用等（すべて上記事案発生時に限る） ※ 上記は全て、対象住宅物件をご本人様又はご家族が所有し、かつ居住するものに限ります。
ご 融 資 金 額 融 資 利 率 返 済 期 間  (注1)	[変動金利型] 変動金利については年1回金利見直しを行い、変更の場合は毎年3月末日を基準日とし、同年6月の返済後から新金利適用となります。 ○ 30万円以上 4,000万円以下（1万円単位） ○ 1.70% ○ 1年超35年以内（退職金支給時には、当組合における融資金全額について一括でご精算いただきます。） [固定金利型] ○ 30万円以上 1,500万円以下（1万円単位） ○ 2.00% ○ 10年以内（退職金支給時には、当組合における融資金全額について一括でご精算いただきます。） ※ キャンペーン期間中については、キャンペーンの金利が適用されます。
優 遇 措 置	変動金利型、固定金利型ともに「三重の木」認証材を指定部材60%以上、または12㎡以上使用して住宅を建てるお客様を対象に、上記金利より0.20%の金利を引き下げます。 申込時に「三重の木」認証材使用証明書を提出いただきます。
返 済 方 法	○ 給与または賞与から天引させていただきます。（給与及び賞与からの併用も可） ○ 元利均等返済になります。 ※ 店頭で返済額を試算いたします。
担 保	原則として当組合を第1順位とする抵当権を当該住宅およびその敷地等に設定していただきます。ただし、申込時点における当組合の総融資額（今回分を含む）が、申込時点の退職金支給額（組合試算）、又は1,000万円の範囲内であれば不要です。
保 証 人	当組合におけるフリーローン、不動産担保融資を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総融資金額（今回申込分を含む）が下記①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ① 条件付き採用期間の場合は100万円 ② 勤続年数3年未満の場合は300万円 ③ 勤続年数3年以上の場合は500万円 ※ 当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※ 担保物件が共有名義、またはご本人以外の名義の場合、その物件の所有者の方に連帯保証人になっていただきます。 ※ 連帯保証人になられる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不 要

費用	印紙代が別途必要となります。
団体信用生命保険	原則、加入していただきます。 ※ なお、この場合は0.25%を金利に上乗せさせていただきます。
火災保険	融資金額2,000万円以上の場合、建物の時価相当額の火災保険にご加入のうえ、契約書・証書等の写しを提出いただきます。(加入保険会社はお客様がお選びいただき、保険料はお客様負担です。)
期限前返済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可(元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要)
必要書類	(1) 給与及びご本人確認書類 ① 給与個人別明細書等 ② 運転免許証等 ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 (2) 資金使途確認資料 別紙「住宅資金① 必要書類一覧」を参照願います。 ※ 引越、家具購入、登記費用、その他住宅取得にかかる費用等にてご利用の場合、当組合にご相談ください。 ※ なお、必要に応じて上記以外の追加書類をいただくこともありますのでご了承ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・<b>苦情処理措置</b> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付日 月曜日～金曜日(祝日及び当組合の休業日は除く)</li> <li>・ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分</li> </ul> <p>なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.sansyokushin.shinkumi.jp">https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b> 愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話：052-203-1777) 愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター(電話：0564-54-9449) 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：(一社)東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)</li> <li>・ 受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分</li> <li>・ 電話 052-451-2110</li> <li>・ 住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21</li> </ul> <p>【窓口：(一社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)</li> <li>・ 受付時間 午前9時～午後5時</li> <li>・ 電話 03-3567-2456</li> <li>・ 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)</li> </ul>

(注1) 再任用者の方の借入における返済期間は任期满了日までとなります。

\* お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

\* 変動金利扱いの融資は当組合所定の基準金利に連動して金利が変動します。基準金利につきましては、当組合窓口にてお問い合わせください。

\* ご質問等がございましたら、当組合までお問い合わせください。

\* 住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。

### 三重県職員信用組合 融資課

Tel (代表) 059 (228) 5205

(融資課直通) 059 (213) 6240

Fax 059 (228) 3700

## 住宅資金① 必要書類一覧

提出書類	種類		購入		借換	備考	
	新築	増改築	土地	土家屋			
印鑑証明書	○	○	○	○	○	借入申込人、連帯保証人	市町村役場で請求
所得証明書 または源泉徴収票	○	○	○	○	○	借入申込人、連帯保証人	所得証明書は市町村役場 源泉徴収票は勤務先
工事請負契約書	○	○	○	○	△		契約時に業者と取交わす書類
返済予定表・残高証明書	×	×	×	×	○	従来借入していた金融機関発行のもの	従来借入していた金融機関に請求
繰上償還計算書	×	×	×	×	△	従来借入していた金融機関発行のもの (当組合融資実行日での完済金額のわかるもの)	従来借入していた金融機関に請求
固定資産評価証明書 または納税通知書	○	△	○	○	○	土地・建物	市町村役場で請求
土地謄本(原本)	○	△	○	○	○		法務局で請求
建物謄本(原本)	△	△	×	○	○		法務局で請求
建築確認通知書 および確認申請書	○	△	×	○	△	建築確認不要地域の住宅建築は、建築基準法第15条に基づく建築工事届(受理印のあるもの)の写し (詳細のわかる部分まで全部)	新築時の建築確認通知書をコピー
重要事項説明書	△	△	○	○	△	土地購入、建売住宅及びマンション (新築・中古)購入の場合必要	不動産業者が物件売買の際、 重要事項を説明したものをコピー
家屋の平面図(間取図)	○	△	×	○	△	対象家屋全ての平面図	新築時の設計図面をコピー
立面図	○	△	×	○	△		新築時の設計図面をコピー
公図または地積図	○	△	○	○	△		市町村役場または法務局で請求
農地転用許可証	△	△	△	△	△	地目が農地になっている場合のみ必要	新築時に取得した書類のコピー
現地案内図(概要図・詳細図)	○	△	○	○	○	ゼンリンの地図等で、現地までの経路が解るもの	ゼンリンの地図等をコピー
団体信用生命保険申込書	△	△	△	△	△	任意加入(団体信用生命保険に加入の場合必要)	当組合備置書類
火災保険証券等	△	△	×	△	△	申込金額2,000万円以上の場合必要	火災保険証券等をコピー

(注)○印は、必ずご提出ください。

△印は、備考欄に該当する場合および当組合から要請があった場合はご提出ください。

※増改築の場合は、工事内容により必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。

※詳細な内容につきましては、担当者にお問い合わせください。

・給与明細表(直近)

・実印

・本人確認書類(運転免許証)